

# 提出内容

---

受付番号： 300080305000000610  
提出日時： 2024年1月25日18時29分

---

案件番号： 300080305  
案件名： 「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する  
意見募集  
所管省庁・部局名等： 法務省民事局商事課 TEL 03-3580-4111（内線  
5966）  
意見・情報受付開始日時： 2023年12月26日0時0分  
意見・情報受付締切日時： 2024年1月25日23時59分

---

郵便番号： 113-1130  
住所： 文京区本駒込2-27-15  
氏名： （公財）公益法人協会 長沼良行  
連絡先電話番号： 03-3945-1017  
連絡先メールアドレス： naganuma@kohokyo.or.jp

---

## 提出意見：

各種法人等登記規則の一部改正における商業登記規則等の準用を、一般社団法人、一般財団法人等の非営利法人にも拡大いただきたい。「登記簿に住所が記載されている者（自然人であるものに限る。）」では、主体を区別することなく、株式会社に限らず幅広い法人格において、代表者が安心して法人登記できるよう更なる改正を措置されたい。

本改正の狙いは、経営者のプライバシーを保護しビジネスに新規参入しようとするスタートアップ企業の後押しにもあると側聞するが、なぜ本改正案が株式会社に限定されているのかが不明である。個人情報保護の観点からは法人の代表者をめぐる状況は、株式会社に限らず、他の法人類型でも同様である。スタートアップは株式会社に限ったことではなく、社会課題の解決を目指し新たに一般社団・財団法人や特定非営利活動法人等の非営利法人を立ち上げようとするケースも多い。

スタートアップ企業の育成は、政府の「新しい資本主義」政策にも掲げられていると承知しているが、一方で民間による社会的課題解決に向けた公益的活動の活性化を重視していることから、新しい資本主義の実現に向けて、民間非営利部門の主たる担い手となっている公益法人等新たな担い手が参入しやすくなる環境を整える意味でも、非営利法人の代表者をはじめ幅広い法人格においても本改正案と同様に措置されることを望む。

---